教育厚生常任委員会

説　　明　　資　　料

令和６年５月24日
福　祉　部

福祉部機構図　・・・・・・・・・・・・・・3
福祉政策課　・・・・・・・・・・・・・・・5
福祉指導監査課　・・・・・・・・・・・・・14
障害福祉課　・・・・・・・・・・・・・・・18
やまびこ総合支援センター　・・・・・・・・29
生活福祉課　・・・・・・・・・・・・・・・34
子ども未来局　・・・・・・・・・・・・・・42
子ども・若者政策課　・・・・・・・・・・・43
子育て総合支援センター　・・・・・・・・・50
幼保支援課　・・・・・・・・・・・・・・・54
保育幼稚園課　・・・・・・・・・・・・・・60
子ども家庭課　・・・・・・・・・・・・・・64
子ども・子育て安心課　・・・・・・・・・・72
児童クラブ課　・・・・・・・・・・・・・・76

組織図

（令和6年4月1日現在）

（注）灰色の課は**福祉事務所**を兼ねる。

- 福祉部
  - 福祉政策課
    - 福祉政策係・地域福祉係
    - 重層的支援推進室
    - ふれあいセンター（比叡、膳所） ― 2カ所
  - 福祉指導監査課
  - 障害福祉課
    - 管理係・事業所指定係・認定審査係・障害福祉係
    - やまびこ総合支援センター
    - 北部子ども療育センター
    - 東部子ども療育センター
  - 生活福祉課
    - 庶務係・保護第1係・保護第2係・保護第3係・保護第4係・保護第5係

- 子ども未来局
  - 子ども・若者政策課
    - 政策係・施設係・青少年係
    - 子育て総合支援センター
      - 中南部つどいの広場ほっぺ
    - 児童館（小野、堅田、坂本、皇子が丘、膳所、田上） － 6カ所
  - 幼保支援課
    - 管理支援係・発達相談係・保育係・幼児教育係
    - 保育所 － 14園
      〔 比良、和邇、葛川（休園中）、伊香立、堅田、天神山、唐崎、皇子が丘、逢坂、朝日が丘、膳所、晴嵐、大平、瀬田南 〕
    - 認定こども園 － 1園
      〔 比叡平 〕
    - 幼稚園 － 28園
      〔 志賀北、志賀南、伊香立・真野北、真野、堅田、仰木の里、仰木の里東、坂本、下阪本、唐崎、志賀、長等、逢坂、大津、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷、大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北 〕
      ※幼稚園は補助執行のため、教委の教育機関に位置づけ
  - 保育幼稚園課
    - 認可・給付係・利用者支援係
  - 子ども家庭課
    - 管理給付係・家庭福祉係
  - 子ども・子育て安心課
  - 児童クラブ課
    - 児童クラブ － 37カ所
      〔 小松、木戸、和邇、小野、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎、志賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷、大石、田上、上田上、青山、瀬田、第2瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北 〕

【福祉政策課】

1　課の事務概要

福祉政策係

（１）福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。

（２）部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

（３）大津市社会福祉審議会に関すること。

（４）社会福祉統計に関すること。

（５）民生委員及び児童委員に関すること。

（６）戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。

（７）災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用業務その他罹災者支援に関すること。

（８）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）の規定による避難行動要支援者名簿の管理に関すること。

（９）無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。

（１０）大津市教育・保育施設における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。

（１１）公印の保管に関すること。

（１２）課、重層的支援推進室及びふれあいセンターの一般庶務に関すること。

地域福祉係

（１）地域福祉活動の推進に関すること。

（２）社会福祉法人大津市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。

（３）成年後見制度利用支援に関すること。

（４）生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に関すること。

（５）更生保護団体との連絡調整に関すること。

（６）ふれあいセンターとの連絡調整に関すること。

（７）大津市ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。

給付金担当

（１）物価高騰対策緊急支援給付金に関すること。

重層的支援推進室

（１）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づく重層的支援体制の整備に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

（２）包括的相談支援事業の実施に関すること。

（３）多機関協働事業の実施に関すること。

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施に関すること。

（５）参加支援事業の実施に関すること。

ふれあいセンター

（１）市民の福祉の増進及び市民の交流の促進に関し場所を提供すること。

（２）公印保管に関すること。

２　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）大津市社会福祉審議会の開催（委員数：４７名）

第１回大津市社会福祉審議会の開催　　　令和６年４月２５日（木）

専門分科会の開催（必要に応じて開催）

①民生委員審査専門分科会

②障害者福祉専門分科会

③児童福祉専門分科会

④高齢者福祉専門分科会

⑤地域福祉専門分科会

（2）生活困窮者自立支援事業　　事業費　７１，３０７千円

平成２７年４月１日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立支援相談等を行っている。（委託先：社会福祉法人　大津市社会福祉協議会等）

＜事業内容＞

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題の解決に向けた自立支援計画を策定し、困窮状態からの早期自立を支援している。また、他の機関とのネットワークを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、支援に時間が必要な方に対して、より丁寧な支援を行っている。

② 就労準備支援事業

複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な方に対し課題把握や支援方針を決定するためのプログラムを作成し、個々の状況に応じた支援（日常生活・社会生活・就労自立支援）を行っている。

③ 家計改善支援事業

生活困窮者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことで、相談者自身の家計管理能力を高め、早期自立を支援している。

④子どもの学習支援事業

生活困窮家庭の子どもに対し、「貧困の連鎖」の防止に向けた学習支援を行っている。

・寺子屋プロジェクト

各地域での夏休み等の子どもの学習機会提供及び居場所づくりを行っている。

⑤地域づくり事業

身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的に、地域におけるつながりの中で、市民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるようにするための取組を行う。

・地域主催の福祉講座の開催　　　・就労体験のできる居場所づくり

・行政・地域住民・ＮＰＯ等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開等

（３）成年後見制度利用支援事業　　事業費　２４，４７０千円

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立てをする身寄りがないためにその利用が困難な認知症高齢者等の権利を擁護するために、平成１３年度から市長による審判の請求を行うとともに、平成２１年度から低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見制度の利用に係る後見報酬の助成を行っている。本市においては、令和４年３月に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用の促進、地域連携のネットワークの構築等、権利擁護支援の取り組みを進めている。

なお、平成２８年度から「大津市権利擁護サポートセンター」を明日都浜大津に設置し、専門的な対応が求められる相談業務等を実施しており、令和４年度からは同センターに地域連携ネットワークのコーディネート役等を担う中核機関としての機能を追加した。（委託先：認定特定非営利活動法人　あさがお）

（４）災害ボランティアセンター運営事業　　事業費　２，０００千円

災害発生時には被災住民の避難等、様々な被害が予想されることからボランティアの応援が必要不可欠となる。このことから、災害発生時の被災地内外でのボランティア活動の実施・支援等にあたるほか、日常的にはボランティアコーディネーターの養成、各種団体の連携、ネットワーク作りを進めるため、平成２８年度より大津市社会福祉協議会との協定のもと、災害ボランティアセンターを常設している。

（５）物価高騰対策緊急支援給付金支給事業　　事業費　８８９，３４０千円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠を活用して、令和６年６月から実施される定額減税の恩恵を受けられない低所得世帯の支援を目的に、新たに世帯全員の令和６年度住民税均等割が非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯を対象に、１世帯につき１０万円を支給する。（ただし、住民税均等割課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く）また対象世帯に１８歳以下の子どもが含まれる場合は、１人につき５万円を加算して支給する。

①支給対象世帯数　　約８，０００世帯
② 基準日　　令和６年６月３日
③ 支給開始時期　　令和６年８月中旬（以降順次支給）

（６）重層的支援体制整備事業　　　事業費　７，０２０千円

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的に行う重層的支援体制整備事業を実施するため、本市では令和５年度から本格実施のための移行準備事業を行っている。令和５年度から試行的に実施している「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」に加え、令和６年度は「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」について、委託による実施を予定している。

（７）その他の主な事業

① 社会福祉管理事業	事業費	６６，７０２千円
② 社会福祉協議会運営補助事業	事業費	１１５，５５３千円
③ ふれあいプラザ管理運営事業	事業費	４３，１３１千円
④ ふれあいプラザ施設整備事業	事業費	４９，３６７千円
⑤ 民生委員活動費等	事業費	５６，４５０千円
⑥ 戦没者等援護事業	事業費	３３０千円
⑦ 地域福祉活動推進事業	事業費	１，４９７千円
⑧ ふれあいセンター管理運営事業	事業費	８，４３５千円

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

（１）ふれあいセンターのあり方について

　ふれあいセンターのあり方については、関連施設及び近隣施設を含め、部局間で協議・調整をしながら令和３年度に今後の方針を検討し、令和４年度末には中ふれあいセンター、令和５年度末には伊香立ふれあいセンター及び南ふれあいセンターの廃止を行った。今後も施設ごとに地域への説明を行っていく。

（２）民生委員の担い手不足について

　令和４年度一斉改選において、選任が困難な地区があり、全体で定数を１３名下回った。令和６年４月１日現在では１６名の欠員がある。そこで、次期令和７年度の一斉改選に向けて、大津市民生委員児童委員協議会連合会及び大津市社会福祉協議会と協働して民生委員の担い手不足解消に向けた取り組みを進めていく。

（３）物価高騰対先緊急支援給付金の支給について

　本給付金の支給事務には、定額減税や定額減税調整給付金との情報共有が必要なため、その執行にあたっては、総務部と緊密な連携が図れる組織整備や執行体制の構築が求められる。

　ついては執務室の共有やコールセンターの合同運用など、既に可能な限り共同で事務を行っているところであり、今後も事業を進めるにあたっては、両部局連携のもと正確かつ迅速な支給事務を行っていく。

６　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【福祉指導監査課】

1　課の事務概要

福祉指導監査課

（１）社会福祉法人の指導監査に関すること。
（２）社会福祉施設の指導監査に関すること。
（３）社会福祉法人の設立の認可、定款の変更の認可等に関すること。
（４）社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。
（５）社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。
（６）社会福祉連携推進法人の認定、定款の変更の認可等に関すること。
（７）社会福祉充実計画の承認に関すること。
（８）保育所及び認定こども園の利用者処遇の指導監査に関すること。
（９）指定居宅サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
（１０）指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。
（１１）有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（住宅政策課の所管に属するものを除く。）の立入検査に関すること。
（１２）課の一般庶務に関すること。

２　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

①対象法人及び施設数

ア）社会福祉法人　　　　２２法人

イ）社会福祉施設等　１１９施設（うち３２施設は書面監査）

うち保護施設１、老人福祉施設２７、障害者支援施設１、児童福祉施設６５、幼保連携型認定こども園２５

②指導監査内容　　管理運営、会計・経理、利用者処遇（給食含む）

（２）介護及び障害福祉サービス事業者等の指導

①運営指導等対象事業所

ア）指定居宅サービス事業者等　　　１５５事業所

イ）指定障害福祉サービス事業者等　１４８事業所

ウ）有料老人ホーム　　　　　　　　　７事業所

エ）サービス付き高齢者向け住宅　　　８事業所

②指導内容　　運営基準、報酬請求

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

（１）介護及び障害福祉サービス事業者等への適切な指導について

近年、市民の福祉ニーズに対応するため、介護及び障害福祉サービス事業所が増加している。このような状況の中、介護及び障害福祉サービス事業者等に対して、国から求められている指導周期に応じた実地による運営指導と全ての事業者を対象とした集団指導を年に１回実施しているが、運営基準や報酬基準の理解不足等により改善を要する事業者が多いことから、事業者に制度の理解を深めてもらえるよう、引き続き適切な指導・助言を行うとともに、集団指導の内容の充実を行っていく。

６　その他、特に報告すべき事項について

（１）令和５年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等の実績

①指導監査

【一般指導監査】　社会福祉法人　　　２７法人

社会福祉施設等　１０３施設（うち２６施設は書面監査）

うち保護施設１、老人福祉施設２６、障害者支援施設１、児童福祉施設５１、

幼保連携型認定こども園２４

【特別指導監査】　該当なし

【随時指導監査】　３施設

② 社会福祉法人設立認可等

法人認可０件（該当なし）、定款変更認可１１件、定款変更届出受理７件、基本財産処分承認２件

（２） 令和５年度の介護及び障害福祉サービス事業者等の指導及び監査の実績

① 指定居宅サービス事業者等　　　１６４事業所（うち監査０事業所）

② 指定障害福祉サービス事業者等　１３８事業所（うち監査０事業所）

③ 有料老人ホーム　　　　　　　　　　６事業所

④ サービス付き高齢者向け住宅　　　　９事業所

【障害福祉課】

1　課の事務概要

管理係

（１）障害福祉事業の企画及び調整に関すること。

（２）おおつ障害者プランの策定及び推進に関すること。

（３）障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に関すること。

（４）大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に関すること。

（５）身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者相談員に関すること。

（６）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく地域生活支援事業の実施に関すること。

（７）障害者スポーツ振興事業に関すること。

（８）公印の保管に関すること。

（９）課の一般庶務に関すること。

事業所指定係

（１）指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。

（２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）及び知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）による障害児及び障害者に係る措置（以下障害福祉課の項において「措置」という。）の負担金の徴収に関すること。

（３）やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターとの連絡調整に関すること。

（４）障害者福祉センターの指定管理者による管理に関すること。

（５）だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成６年滋賀県条例第４２号）第１１条第２項の規定による特定施設の新築等をしようとする者との協議に関すること。

認定審査係

（１）大津市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会に関すること。

（２）身体障害者手帳の交付等に関すること。

（３）障害支援区分の認定調査、主治医意見書及び審査認定の審査に関すること。

（４）大津市介護給付費等の支給に係る審査会に関すること。

（５）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給要否決定に関すること。

（６）自立支援医療機関の指定に関すること。

（７）自立支援医療の給付に関すること。

（８）特別障害者手当等の支給に関すること。

（９）特別児童扶養手当の支給に関すること。

（１０）療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療に関するものに限る。）に係る経由事務に関すること。

障害福祉係

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付に係る支給に関すること。

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の利用決定に関すること。

（３）障害者虐待の防止に関すること。

（４）措置の実施及び措置の負担金の徴収の決定に関すること。

（５）手話施策推進事業に関すること

（６）その他心身障害者（児）福祉に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

大津市の障害者手帳交付者数：令和６年３月３１日現在
- 身体障害者手帳　１５，８０２名
- 療育手帳（知的障害者）　３，４３８名
- 精神障害者保健福祉手帳　３，６１９名

※令和３年度以降の身体障害者手帳交付者数については、令和３年３月22日付け厚生労働省通知により、死亡者の返還届未提出者にかかる処理を反映したものである。

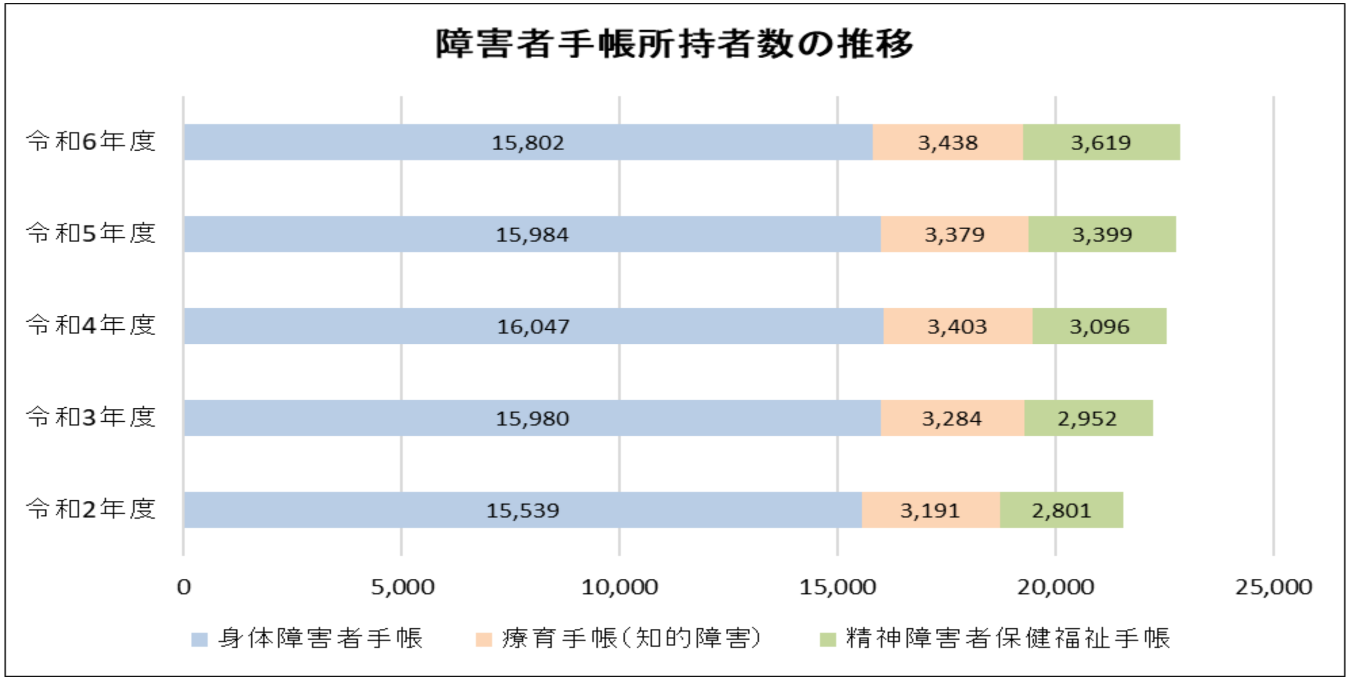

（１）障害福祉サービス事業　　　事業費　１１，１２６，３３３千円

①介護給付費及び訓練等給付費

障害者総合支援法に基づく身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病患者等への介護給付費及び訓練等給付費の支給

＜令和６年４月１日現在の利用決定者数＞

居宅介護等訪問系サービス 1,523 名、施設入所 155 名、日中活動系サービス 2,206 名、グループホーム 483 名、短期入所 648 名、相談支援 2,904 名

②補装具・自立支援医療給付

身体障害者（児）の補装具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の給付及び自立支援医療（更生医療及び育成医療）の給付費

（２）地域生活支援事業　　　事業費　８１４，１７２千円

①日常生活用具給付

心身障害者（児）の日常生活用具（ストマ用装具、特殊寝台、入浴補助用具、点字図書等）及び在宅重度障害者の紙おむつ給付費

②障害者移動支援事業

重度肢体不自由者や視覚障害者、知的障害者（児）等の外出支援を行う事業

ア）タクシー利用助成・ガソリン助成事業

イ）移動支援事業

③障害者相談支援事業

ア）障害福祉サービスの利用相談などを行う障害者相談支援事業、相談支援機能強化事業及び基幹相談調整センター事業を委託

イ）虐待通報受付窓口となる障害者虐待防止センター業務を委託

ウ）サービス等利用計画作成の促進を図る計画相談作成支援業務を委託

エ）発達障害者相談支援センターの運営を委託

オ）相談支援専門員の増員を促すため指定特定相談支援事業所等体制整備補助制度を実施

④入浴サービス事業

在宅重度身体障害者の訪問入浴サービス及び施設入浴サービスを実施

⑤住宅改造・自動車改造事業

障害者の住宅改造、自動車改造費助成、自動車操作訓練費助成を実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害者への手話通訳者派遣、要約筆記者の派遣事業、手話奉仕員養成事業、聴覚障害者相談員設置事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、代筆・代読支援員派遣事業、タブレットを使った手話サービスを実施

⑦地域活動支援センター事業

精神保健福祉士を配置したⅠ型の地域活動支援センターの運営委託事業

⑧日中一時支援事業

障害者や障害児の介護を行う者の一時休息や就労支援のため、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を確保する事業

⑨地域生活支援拠点事業

地域の障害者（児）、その家族が安心して地域での生活を継続できるよう支えるための仕組みとして、地域生活支援拠点等を面的に整備する事業

ア）地域生活支援拠点コーディネーター設置事業

イ）強度行動障害児者集中支援モデル事業

ウ）地域生活支援拠点居室確保事業

エ）地域生活支援拠点支援員派遣事業

（３）特別障害者手当等給付事業　　　　　事業費　１９２，７１０千円

20 歳以上の常時特別な介護を要する状態にある在宅重度障害者に特別障害者手当（月額 28,840 円）を給付

他に障害児福祉手当（月額 15,690 円）・経過的福祉手当（月額 15,690 円）を給付

（４）障害者就労等支援事業　　　　　　事業費　１４９，６７７千円

社会的事業所の運営・整備費補助事業及び障害者の就労支援を行うおおつ働き・暮らし応援センター運営補助事業

①社会的事業所運営補助　　　　　　市内４カ所　　　　３０名利用

② 滋賀型地域活動支援センター　　　市内・市外各１カ所　１９名利用

③ おおつ働き・暮らし応援センター　市内１カ所

④ おおつならではの就労移行支援　　市内４カ所

（５）グループホーム等運営補助事業　　　　事業費　９４５千円

知的障害者自立生活支援ホーム運営補助　　　１カ所

（６）心身障害者福祉対策事業　　　　　　　事業費　１００，４７５千円

① 障害者団体運営補助

② 指定障害者支援施設運営費補助

③ 認定審査事業費

④ 障害者日中活動の場支援事業

⑤ 障害福祉活動推進事業補助

⑥ 障害者総合支援法の施行にかかる事務的経費

⑦ 障害福祉サービス事業所等就職支援事業

⑧ 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

⑨ 重度障害者大学等修学支援事業

⑩ 強度行動障害者等受入環境整備事業

（７）障害者支援施設整備事業　　　　　　　事業費　８７，７０５千円

民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助　　　１カ所

ア）共同生活援助創設（定員５名）、生活介護増築（定員３名）　　［山百合の丘］

（８）重度障害者地域包括支援事業　　　　　事業費　９０，０６９千円

① 重度障害者地域生活支援事業　　　　　　　　２カ所

② 強度行動障害者グループホーム運営事業　　２カ所

③ 重症心身障害者特別加算事業　　　　　　　　３カ所

④ 重症心身障害者対応人員配置加算事業　　　５カ所

⑤ 強度行動障害者通所特別支援事業　　　　１２カ所

⑥ 重症心身障害者入浴サービス加算事業　　　４カ所

⑦ 重症心身障害児者送迎加算事業　　　　　　６カ所

⑧ 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業　６カ所

（９）障害者福祉センター運営事業　　　　　事業費　３０，８７２千円

指定管理者制度で運営（指定管理者：社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会）

障害者福祉センター配管更新工事

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

（１） 重度障害者の住まいの場の不足について

介護者の高齢化や障害児者の特性、精神科病棟での社会的入院解消、障害者虐待からの保護等のため、自宅以外の住まいの場を必要とする待機者が１５０名を超えている。引き続き、国の補助金の確保に努め、特に本市に不足している行動障害や医療的ケア等、高度な支援を必要とする障害者に対応できるグループホームなどの住まいの場の整備を進めていく。

（２） 相談支援専門員の不足について

障害福祉サービス利用計画を作成する相談支援専門員が慢性的に不足し、セルフプランにより障害福祉サービスを利用している障害児者が３割近くになっている。相談支援専門員による適切なアセスメントやモニタリングが行われていないサービス利用が増え、障害福祉サービスの事業費増加の一因となっている。対策として、相談支援専門員の増員を促すため、大津市指定特定相談支援事業所等体制整備補助金により、相談支援事業所の安定的な経営を支援している。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【やまびこ総合支援センター】

1　センターの事務概要

（１）やまびこ総合支援センター、北部及び東部子ども療育センターの事業運営に関すること。
（２）児童発達支援センター「やまびこ園」、「わくわく教室」及び「のびのび教室」に関すること。
（３）障害児相談支援事業「やまびこ相談支援事業所」及び「わくわく相談支援事業所」に関すること。
（４）生活支援センターに関すること。
（５）生活介護事業施設「さくらはうす」に関すること。
（６）総合在宅福祉サービス事業施設「ひまわりはうす」に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

市内在住の知的障害者（児）とその家族を支援する複合的通所施設としてやまびこ総合支援センターを、児童発達支援センターとして北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターをそれぞれ開設し、運営管理を行っている。

（１）やまびこ総合支援センター運営事業　　　　　事業費　７０，３０６千円

やまびこ総合支援センターの施設管理、設備機器の維持管理のほか、送迎バスの運行や給食サービス等を行う。

（２）児童発達支援事業　　　　　　　　　　　　事業費　６４，３６３千円

児童福祉法の規定に基づき、主に就学前までの知的障害や発達に課題のある乳幼児に対する療育と保護者への支援を行う。

①児童発達支援センター

ア)（やまびこ総合支援センター内）やまびこ園　　　　定員４０名　週5日または週２日登園

イ)（北部子ども療育センター内）わくわく教室　　　　定員２０名　週5日または週２日登園

ウ）(東部子ども療育センター内）のびのび教室　　　　定員４０名　週5日登園

※　発達支援療育事業（２・３歳児）定員２０名　週2日登園

（１・２歳児）定員１０名　月１日登園

②療育前早期対応親子教室

障害の早期発見・早期対応に取り組むため、これらの子どもと保護者を対象に実施する。

３療育施設　　　　月２回　午前中　各１０名程度（１・２歳児）

やまびこ園　　　　月１回　午前中　　５名程度（０・１歳児）

③相談支援事業所

指定障害児相談支援事業所として、やまびこ相談支援事業所、わくわく相談支援事業所において、障害児通所支援事業を利用する障害児及び保護者に対し、「障害児支援利用計画」を作成する。

なお、本年夏頃を目途に、東部子ども療育センター内にのびのび相談支援事業所を開設予定。

（３）障害福祉サービス事業（委託先：社会福祉法人　びわこ学園）　　　事業費　３５２，６２３千円

①生活支援センター（相談支援事業）

知的障害者や家族からの相談に応じ、相談員が必要な情報の提供や福祉サービスの申請支援、障害福祉サービスの利用計画の作成を行うほか、作業療法士、理学療法士及び心理判定員が３療育施設、保育所、幼稚園、学校、障害福祉事業所等への巡回相談を行っている。

②生活介護事業施設　「さくらはうす」　定員６０名

重度の重複障害・行動障害等がある１８歳以上の方が利用される通所施設で、食事、排泄等身の回りの介助、日常生活上の支援、創作的活動等の支援を行う。

月曜日から金曜日、マイクロバス４台、ワゴン車８台で送迎を実施。

③総合在宅福祉サービス事業施設　「ひまわりはうす」

利用者のニーズに即したサービスを提供するため令和５年度に事業の見直しを行い、令和６年度より新規事業として「訪問型生活介護事業」を実施する。

ア）ヘルプ事業

重度訪問介護や行動援護を中心に医療的ケアが必要な方を対象とした支援を行う。

イ）日中一時支援

障害者の介護を行う方々の休息のため、毎週土曜日・日曜日に障害者の余暇支援として調理実習や外出など日中における集団活動を実施する。

ウ）入浴サービス

自宅入浴が困難な市内在住の身体障害者の方を対象に、センター内の機械浴槽で行う。

エ）居宅介護(ホームヘルプ）・夜間一時保護（ナイトケア）

２４時間、３６５日体制で緊急時のホームヘルプやナイトケアを行う。緊急以外の日常的なヘルプは他事業所と調整している。

オ）訪問型生活介護

日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うことにより、通所サービスにつなげていく。

④医療支援事業

センター内に嘱託医師を配置し、月８回を限度として、わくわく教室、のびのび教室も含め巡回し、医療支援を行う。

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

(１)施設維持管理について

やまびこ総合支援センターは、開設から２４年が経過し、設備によっては経年劣化、耐用年数が過ぎたものなどがある。各定期点検における指摘事項への対応をはじめ、不具合の修繕等に努めているが、利用者の安全性、快適性を損なうことのないよう計画的な施設改修・保全を図る必要がある。

６　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【生活福祉課】

1　課の事務概要

庶務係

（１）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護金品等の支給に関すること。

（２）生活保護法による経理に関すること。

（３）生活保護法による医療扶助及び介護扶助に関すること。

（４）生活保護法による保護施設の設置許可、指導監査等に関すること。

（５）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付金の支給、医療支援給付、介護支援給付、経理に関すること。

（６）社会福祉統計に関すること。

（７）行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

（８）墓地埋葬法による葬祭等に関すること。

（９）社会福祉法人大津市社会福祉協議会福祉資金貸付業務に関すること。

（１０）社会福祉法人大津市社会福祉協議会法外扶助費支給業務に関すること。

（１１）課の一般庶務に関すること。

保護第１～５係共通

（１）生活保護法による措置に関すること。

（２）中国残留邦人等の生活支援に関すること。

（３）生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

（４）生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

（５）生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業に関すること。

（６）居宅生活移行総合支援事業として住居確保に課題を抱える方の生活の安定や向上に関すること。

（７）墓地埋葬法による葬祭等に関すること。

２　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）生活保護事業　　　　事業費（扶助費）　６，７０７，７４９千円

病気や障害あるいは失業等、様々な理由により生活に困窮している世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法による措置を講ずると共に、その自立を助長するための施策を実施する。

（内訳）	予算額（千円）	構成比（%）	対前年比（%）
生活扶助費	2,012,141	30.00	100.98
教育扶助費	21,560	0.32	107.18
住宅扶助費	1,202,805	17.93	102.95
医療扶助費	3,170,978	47.27	103.95
介護扶助費	172,968	2.58	102.94
出産扶助費	309	0.01	100.00
生業扶助費	15,685	0.23	88.81
葬祭扶助費	4,436	0.07	48.98
施設事務費	103,797	1.55	99.82
就労自立給付金	1,844	0.02	114.46
進学準備給付金	1,226	0.02	111.45

○大津市の生活保護状況

	世　帯　数	被保護人員	保護率 ‰（ﾊﾟｰﾐﾙ）
令和５年３月末	３，２１０	４，０３９	１１．７５
令和６年３月末	３，２６３	４，１４３	１２．０７

○世帯類型別構成比（%）　　※保護停止中を除く

世帯類型別	令和４年度末	令和５年度末
高齢者	５0.0	４９．６
傷病障害	２９.0	２８．７
母子	5.1	５．５
その他	１５.9	１６．２

（２）自立支援プログラム

被保護世帯の自立を支援するため、世帯の実情に合わせた自立支援プログラムを実施している。これに必要な知識を持つ自立支援員を配置し、ケースワーカーとともに支援に当たっている。

（令和５年度実績）

プログラム名	実績数
就労支援事業	３４
中学３年生に対する高校進学支援事業	２３
長期入院患者退院促進支援事業	２８
多重債務者等支援事業	１３
薬物等依存症者社会復帰支援プログラム	0
単身世帯見守り事業	１０
成年後見申立支援プログラム	２９
資産活用プログラム（リバースモゲージ）	0

（３）住居確保給付金事業　　　事業費　　１５，３３９千円

　国の緊急・雇用対策事業として平成２１年１０月から住宅手当緊急特別措置事業を実施。平成２５年度から住宅支援給付事業、平成２７年度からは生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金事業として実施。

　離職者であって就職活動をしている方等のうち、住宅を喪失するおそれのある方等を対象に、住宅及び就労の機会を確保することを目的として賃貸住宅の家賃を支援給付する制度。新型コロナウイルス感染拡大のため、令和２年度に件数・給付額ともに著増となったが、コロナ期における特例の給付金等の効果やコロナ５類移行等により減少傾向が見られる。

年　度	件数 （前年度からの継続分除く）	給付額(千円)
令和元年度	２３	３，０５５
令和２年度	２５０	６１，２８９
令和３年度	１５７	３４，０５５
令和４年度	１０７	２１，０９７
令和５年度	７８	１８，６７５

（４）中国残留邦人等支援事業　　　事業費　２３，６３３千円

中国残留邦人とその家族に対して生活支援等を行う。

令和６年４月現在、１０世帯１６名が対象

（５）行旅病人及び行旅死亡人の取扱　　事業費　　２７１千円

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人及び行旅死亡人の救護又は取扱いを行う。

年　度	行旅病人	行旅死亡人
令和元年度	1	5
令和２年度	1	0
令和３年度	0	0
令和４年度	0	1
令和５年度	0	2

（６）墓地埋葬法による葬祭の取扱い　　事業費　　６，４５４千円

身寄り等がなく葬祭を行う方がいない死者の葬祭の執行に対し、墓地埋葬法による葬祭を行うこととし、それに伴う遺留金等の取扱いについては「相続財産清算人の選任」や「弁済供託制度」の活用により適正に処理していく。

年度	葬祭件数
令和５年度	６件

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

（１）執行体制の充実について

令和５年度の厚労省による生活保護法施行事務指導にかかる監査にて、社会福祉法で示されている職員配置の標準数に対して不足していることから査察指導員及びケースワーカーの増員について指摘があった。令和６年度にはケースワーカー３名の増員となったが、法の求める基準に達しておらず、引き続き全庁的な人員配置の中で検討していく。

６　その他、特に報告すべき事項について

（１）平成２６年、平成２９年 基準改定訴訟について

（生活保護変更決定処分取消等請求事件（平成 26 年））

（生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件（平成 29 年））

国による生活保護基準改定に伴い、生活保護費が引き下げとなる処分の取消を求めて生活保護受給者９名が提訴、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等の法律」(以下「権限法」という)に基づいて、法務大臣宛に訴訟実施の請求を行い、法務省と共に対応している。本件については令和５年４月１３日に大津地裁にて、本市勝訴の判決が出された。なお、原告が令和５年４月２４日に大阪高等裁判所に控訴したため、法務省とともに対応していく。

子ども未来局

【子ども・若者政策課】

1　課の事務概要

政策係

（１）子ども・子育て支援に係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。

（２）子ども・子育て支援に係る施策（他課の分掌事務に属するものを除く。第５号及び第７号において同じ。）の調査及び統計に関すること。

（３）市立認定こども園の設置に係る企画及び調整に関すること。

（４）大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。

（５）子ども・子育て支援に係る施策に関する関係機関等との連絡調整に関すること。

（６）教育・保育施設の防災対策に関すること。

（７）その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること。

（８）子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。

（９）子ども未来局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

（１０）課の一般庶務に関すること。

施設係

（１）市立保育所、市立認定こども園、市立幼稚園及び児童館の施設整備及び施設管理に関すること。

青少年係

（１）青少年施策の総合企画及び推進に関すること。

（２）青少年施策の調査及び研究に関すること。

（３）青少年対策本部に関すること。

（４）青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

（５）その他青少年施策について必要な事項に属すること。

（６）児童館との連絡調整に関すること。

（７）児童館の一般庶務に関すること。

児童館

（１）児童の健全育成に関すること。

（２）公印保管に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

次期「大津市子ども・若者支援計画」策定のためのニーズ調査及び子どもの生活実態調査業務委託

令和７年度から令和１１年度までを計画期間とする次期「大津市子ども・若者支援計画」の策定の基礎資料とするため、子ども・子育て支援、青少年育成に係るニーズや子どもの貧困やヤングケアラーといった子ども・若者やその家庭が抱える表面化しにくい課題の実態を把握することを目的に実施した。

当該業務の調査結果を踏まえ、令和６年度に次期「大津市子ども・若者支援計画」を策定する。

3　今年度の主な事業について

（1）子ども・子育て支援事業　　事業費　１６，３０９千円

令和７年度から令和１１年度までを計画期間とする次期「大津市子ども・若者支援計画」を策定する。策定にあたっては、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、現行計画の評価を行うとともに、令和５年度に実施したニーズ調査及び子どもの生活実態調査の調査結果を踏まえ、国が示すこども大綱を勘案した上で、次期計画において取り組むべき事項について審議する。

また、子ども食堂等支援事業費補助金及び子育てアプリの保守運用等の子ども・子育て支援事業を実施する。

（２）大津市ファミリーサポートセンター運営事業　　事業費　１４，５４５千円

仕事と子育てを両立させ、安心して働くことができるようにするとともに、地域の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を行いたい方と当該援助を受けたい方で構成する会員組織として、ファミリーサポートセンターを設置している。（委託先：社会福祉法人　大津市社会福祉協議会）

令和５年度末活動状況　　会員数２，０７４名　　　活動件数３，０６９件

（３）児童館運営事業　　事業費　１２５，４２７千円

市内６館において、０～１８歳未満の児童を対象に、遊びを通じた児童の健全育成に取組んでいる。

（４）市立保育園施設管理事業　　事業費　５１０，４２２千円

①維持管理事業　（事業費　１０１，２２１千円）

市立保育園の保育環境を維持するための事業（主な経費：光熱水費、施設補修・修繕、機械警備、廃棄物収集運搬、設備維持管理保守等）

②増改築等整備事業　（事業費　４０９，２０１千円）

市立保育園の改修工事等を行う事業（主な事業：伊香立保育園の移転整備工事）

（５）市立幼稚園施設管理事業　事業費　２１７，６６９千円

①管理運営事業（事業費　１０２，６０１千円）

市立幼稚園の教育環境を維持するための事業（主な経費：光熱水費、通園バスの運行業務等）

②維持管理事業　（事業費　３１，２５３千円）

市立幼稚園の教育環境を維持するための事業（主な経費：施設補修・修繕、機械警備、廃棄物収集運搬、設備維持管理保守等）

③ 園舎等改修事業　（事業費　８３，８１５千円）

市立幼稚園の改修工事等を行う事業（主な事業：志賀北幼稚園・志賀南幼稚園の空調更新工事、仰木の里東幼稚園屋根改修工事）

（６）青少年健全育成事業　事業費　７，８５９千円

市民会議、学区民会議、市が連携してあいさつ運動をはじめとする地域ふれあい活動を進めるほか、有害情報の氾濫など全体的な課題に対して地域の対応力に差が生じないよう、市民会議の研修会等を通して情報共有し意識の醸成などを図っていく。

中学生が、それぞれの思いや考えを発表することにより、論理的に物事を考える力や自分の主張を正しく伝える力を身に付けるとともに、家庭や学校、地域の人たちが中学生の思いを受け止め、理解や共感を深めることを目的として実施する「中学生広場「私の思い２０２４」大津市広場」を「大津市青少年育成市民のつどい」と同時に開催する。

（７）子ども・若者育成支援推進事業　事業費　９，４０８千円

ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族をはじめ、だれでも気軽に相談できる窓口を設置、運営する。令和５年度からは相談業務に加え、当事者交流や体験事業を新たに委託業務の中に含めるなど、関係機関と連携しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。併せて、関係機関の連携強化及び支援者のスキルアップを目指し、研修、意見交換、講演会等を実施する子ども・若者支援地域協議会を設置、運営する。

①子ども・若者総合相談窓口（委託先：社会福祉法人　大津市社会福祉協議会）

開設場所　明日都浜大津５階

受付時間　月～金曜日　午前９時～午後５時（祝休日・年末年始除）

対象者　　大津市内にお住まいの子ども・若者（１５歳～）、ご家族など

②子ども・若者支援地域協議会の運営

代表者会議　１回（７月開催予定）

実務者会議　４回程度（7月、９月、１２月、２月頃開催予定）

講演会又は講座２回（１１月開催予定）

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

次期「大津市子ども・若者支援計画」

5　当面する課題、懸案事項について

（１）次期「大津市子ども・若者支援計画」の策定について

　次期「大津市子ども・若者支援計画」は、現行計画と同様、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子ども・若者計画を一体的に策定するとともに、こども基本法第１０条第２項に基づく市町村こども計画として位置付ける。

　また、策定にあたっては、同法第１１条に基づき、子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映することができるよう、子ども・若者の意見を聴き、計画に反映し、フィードバックする取組を実施する。

（２）地域の実情を踏まえた市立幼稚園・保育園のあり方の検討について

　子どもにとって望ましい教育・保育環境を保障するため、施設の利用状況や将来推計人口等の分析結果に基づき、市立幼稚園・保育園のあり方の検討を進めており、令和６年４月には、初めての公立の幼保連携型認定こども園（比叡平こども園）を開設した。

　引き続き、こども未来戦略などの国の施策による本市の施設の利用状況や将来推計人口への影響を注視し、最新のデータによる分析を行った上で、地域の実情を踏まえ、市立幼稚園・保育園のあり方の検討を進めていく。

6　その他、特に報告すべき事項について

　特になし

【子育て総合支援センター】

1　センターの事務概要

管理・情報グループ

（１）子育て総合支援センターの一般庶務に関すること。

（２）子育てに関する情報の収集・発信に関すること。

地域応援グループ

（１）子育てや子育て支援に関する事業の実施及び地域連携・調整に関すること。

（２）親子、家族の交流・学習・体験に関すること。

（３）各地域の子育てに係る相談・支援に関すること。

（４）子育て支援に関するボランティアの育成に関すること。

発達支援グループ

（１）乳幼児及びその保護者に対する発達支援療育に関すること。

（２）乳幼児及びその保護者に対する発達相談や支援に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）子育て総合支援センター事業　　　　　　　事業費　２０，３１０千円

①情報の収集と発信事業

情報誌の発行、ホームページの管理・子育てアプリの運用

②親子、家族の交流と学習、体験事業

子どもや保護者のふれあいの場の提供

③子育て語り合い相談事業

子育て支援員（利用者支援専門員）による相談支援

子育て仲間の語り合いの場の提供

④大津っ子子育て応援隊養成事業

子育て応援隊の公募、養成

子育て支援事業及び地域活動の充実

（２）子育て地域活動支援事業　　　　　　　事業費　３９，０９２千円

① 各学区エリアの自主サークルや関係機関による講座の開催や遊び場の提供

② 保育園を拠点とした講座や遊びの場、相談の場の提供

（３）子ども発達支援・療育推進事業　　　　　　　　　事業費　　　　　６６４千円

①子育てに迷いを持ち、子どもの育てにくさを感じている保護者や発達的な支援を必要としている子どもを対象に発達支援療育を実施

②保護者の子育てや子育て仲間の広がりを支援

（４）大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業　　　事業費　　　７，４４２千円

①生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保育士と民生委員児童委員が訪問し、子育ての孤立化を防ぐ

（訪問件数　　令和４年度　３９１件　　令和５年度　１８５件）

②子育て支援に関する情報提供

③母子の養育環境の把握、適切な支援

④令和５年５月以降の全戸訪問実施時に、令和５年２月２０日以降に出産された方を対象とする「伴走型相談支援」事業業務、及び「出産・子育て応援給付金」申請案内を行う。

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

（１）施設改修について

平成１８年の開設以来、施設の老朽化に伴い、空調設備の改修が必要となっている。令和４年度から７年度にかけて改修を実施しており、令和６年度は、ぱるランド系統の工事を実施する予定である。事業を実施しながらの改修工事となることから、利用者の支障とならないよう計画的に工事を進めていく。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【幼保支援課】

1　課の事務概要

管理支援係

（１）市立保育園、市立幼稚園及び市立認定こども園の予算管理及び経理に関すること。

（２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の保健衛生指導に関すること。

（３）特定地域型保育事業の指導監査に関すること。

（４）課の一般庶務に関すること。

発達相談係

（１）特定教育・保育施設における障害児保育及び特別支援教育に関すること。

（２）特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子ども（以下、「障害児等」という。）の発達相談に関すること。

（３）障害児等の就園就学指導に関すること。

保育係

（１）市立保育園及び市立認定こども園の運営に関すること。

（２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関すること。

（３）市立保育園職員及び市立認定こども園職員の配置計画に関すること。

（４）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の給食栄養指導に関すること。

（５）指定保育士養成施設に関すること。

（６）特定地域型保育事業における適切な処遇の確保に関すること。

（７）特定教育・保育施設を利用する障害児等の家庭相談に関すること。

（８）保育の質の向上に向けた研修に関すること。

（９）市立保育園職員及び市立認定こども園職員の保育指導に関すること。

（１０）幼保共通カリキュラムに関すること。

幼児教育係

（１）市立認定こども園及び市立幼稚園の運営に関すること。

（２）市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の配置計画に関すること。

（３）市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の研修に関すること。

（４）市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の教育指導に関すること。

（５）市立認定こども園及び市立幼稚園を利用する幼児の特別支援教育相談に関すること。

（６）幼保共通カリキュラムに関すること。

２　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）市立保育園の運営事業

① 保育園の役割

「保育所保育指針」及び「市立保育園の全体的な計画」に基づき、すべての子どもと家庭を大切にする保育方針のもと、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、安心安全な保育と保護者に対する支援等を行っている。また、地域の子育て支援の拠点として保健福祉ブロック内で中心的な役割を担っている。

②設置状況、入所状況（令和６年４月１日現在の状況）

市立保育園１４園（葛川保育園は休園中）を開設し保育を行っている。

園数：１４園　　　定員：１，４６０名（葛川保育園休園中）　入所数：９２３名（入所率：６３．２％）

（０歳児：７名、１歳児：６２名、２歳児：１１１名、３歳児：２２５名、４歳児：２５６名、５歳児：２６２名）

③ 地域での子育て支援事業

ア）　子育てステーション事業

イ）　子育て相談室

ウ）　地域活動事業

エ）　乳児家庭全戸訪問事業

（２）市立認定こども園の運営事業

①市立認定こども園の開設

ひえい平保育園と比叡平幼稚園については、一体施設において保育を実施しており、令和６年４月１日から幼保連携型認定こども園に移行した。

②入園状況（令和６年４月１日現在の状況）

園児数４３名

（０歳児：２名、１歳児：４名、２歳児：９名、３歳児：９名、４歳児：１１名、５歳児：８名）

（３）市立幼稚園の運営事業

①市立幼稚園の役割

「幼稚園教育要領」及び「市立幼稚園教育課程」に基づき、幼児期の学校教育として遊びの中の学びを推進するとともに、家庭・地域・保幼小中等関係機関との連携を図りながら、特色ある教育活動や子育て支援の取り組みを行う役割を担っている。

②設置状況、入園状況（令和６年４月１日現在の状況）

市立幼稚園２８園を開設し、幼児教育の提供を行なっている。また、平成２９年度からは３年保育を４年間の年次計画で実施しており、令和２年度より全園実施している。

園数：２８園　　　園児数１，６５６名（３歳児：４５４名、４歳児：５６９名、５歳児：６３３名）

③幼稚園子育て支援事業

ア）在園児預かり保育事業（幼稚園型一時預かり事業）

通常一時預かり事業（全園週５日実施：通常保育終了後１７時まで／夏季長期休暇中：５日程度３時間）

特別一時預かり事業（夏季長期休暇中：教育長が定める指定園で９時～１７時まで／
他の長期休暇中：自園で９時～１７時まで）

イ）未就園児親子通園事業

ウ）子育て講座、子育て相談事業

（４）その他の主な事業

①障害児保育・特別支援教育の充実

②発達上支援を必要とする子どもへの対応

③保育士確保に向けた情報発信

④幼稚園・保育園の合同研修と連携交流の推進

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

（１）市立保育園の保育士確保に関する取り組みについて

保育士の確保が全国的に課題となっている中、本市においても保育士の確保が難しくなってきている。

このことから、就職フェアや大学等の養成施設でＰＲ活動するなど情報発信を強化し、新規保育士の採用や潜在保育士の復帰につなげていく必要がある。

また、会計年度任用職員についても、現在、人員確保が非常に難しい状況となっている。

6　その他、特に報告すべき事項について

（１）令和２年度の保育園における不登園等の事案対応について

第三者委員会の大津の子どもをいじめから守る委員会からの答申を受け、提言に対する取り組みを具体化し実行する。日常的に起こり得るトラブルの段階で早期に適切な初期対応を行うため「庁内支援チーム」に加え外部専門家による「アドバイザリーボード」のメンバーからの指導・助言により、園の実際の対応力、チーム力の向上と相談体制の強化を図ることなどに取り組んでいく。

なお、令和６年度は、こどもの人権を尊重するための保育審査部会を設置し、ガイドラインの作成や継続的な検証に取り組んでいく。

【保育幼稚園課】

1　課の事務概要

認可・給付係

（１）子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関すること。

（２）特定保育所への委託費の支払に関すること。

（３）病児保育事業に関すること。

（４）民間教育・保育施設に対する運営助成等に関すること。

（５）保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等の認可に関すること。

（６）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。

（７）特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

（８）認可外保育施設に関すること。

（９）課の一般庶務に関すること。

利用者支援係

（１）保育施設等の利用の調整及び要請に関すること。

（２）子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関すること。

（３）利用者負担額の決定に関すること。

（４）保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園の保育料等の収納に関すること。
（５）保育所保育料徴収業務の収納課への移管に関すること。
（６）市立幼稚園及び市立認定こども園における幼児の入園、転園及び退園に関すること。

２　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

（１）民間教育・保育施設等への給付　　　　事業費　１１，４５７，５０２千円

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設への施設型給付費（私立認可保育所については児童福祉法に基づく委託費）、特定地域型保育事業所に対する地域型保育給付費の給付を行う。

特定教育・保育施設	保育所	４１施設
	認定こども園	３６施設
	子ども・子育て支援新制度移行の幼稚園	２施設
特定地域型保育事業所	家庭的保育事業所	１２施設
	小規模保育事業所	２４施設

（２）民間保育施設への運営助成・補助金（施設整備分を除く。）　　　事業費　１，９６２，８９９千円

　民間保育施設に対する運営費補助や人件費補助等の運営助成、一時預かり事業や病児保育事業を実施する事業者に対する補助を行う。障害児保育にかかる保育士の加配や児童の体調不良等の緊急対応ができる看護師等の加配に対する補助、保育士等の処遇改善にかかる費用の補助などの民間保育施設に対する支援を実施することで、保育環境の充実、保育士等の処遇改善の支援を行っていく。

（３）子育てのための施設等利用費の給付　　　事業費　２３５，５７６千円

　令和元年１０月より幼児教育・保育の無償化の対象となった、認可外保育施設や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等の「子育てのための施設」を利用するための費用を給付する。

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

（１）待機児童対策について

　共働き世帯割合の増加や女性の就業率の上昇等により保育ニーズが高まっていることに加え、全国的な保育士不足の影響により保育施設への入所が困難な地域もあることから、新規保育士の採用や潜在保育士の復帰を促進するなど、保育ニーズの高まりに応える施策を進めていく必要がある。

（２）病児保育事業について

　大津市北部地域において病児保育事業を実施していた事業者が、令和５年３月末をもって事業を廃止したことから、令和５年度に公募を実施したが応募事業者がなかったため、引き続き令和６年度に北部地域での病児保育事業者の選定を行う。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【子ども家庭課】

1　課の事務概要

管理給付係

（１）児童手当の認定及び支給事務に関すること。

（２）課の一般庶務に関すること。

家庭福祉係

（１）母子及び父子福祉事業の企画及び調整に関すること。

（２）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による相談に関すること。

（３）寡婦福祉施設の管理運営に関すること。

（４）母と子の家しらゆりの指定管理者による管理に関すること。

（５）母子家庭、父子家庭及び寡婦の日常生活支援に関すること。

（６）児童扶養手当の認定及び支給に関すること。

（７）母子、父子等に対する各種手当等の支給に関すること。

（８）母子父子寡婦福祉資金に関すること。

（９）女性相談に関すること。

（１０）児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく母子生活支援施設における保護の実施及び費用の徴収に関すること。

（１１）母子生活支援施設との連絡調整に関すること。

（１２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に関すること。

（１３）母子家庭等自立支援給付金事業に関すること。

（１４）母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。

（１５）その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

（1）児童手当支給事業　　　事業費　６，００９，９８５千円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する父母等に児童手当・特例給付を支給している。令和６年１０月分からは、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けられ、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長など抜本的拡充が行われる予定である。

○受給者数等（令和６年２月末日）　受給者２３，５７３名　児童３８，９８６名

	令和６年９月分まで	令和６年 10 月分以降
支給対象	15 歳到達後の最初の年度末まで	18 歳到達後の最初の年度末まで
手当額	・**３歳未満**　　一律：15,000 円 ・**３歳～小学校修了まで** 　第１子、第２子：10,000 円 　第３子以降　　：15,000 円 ・**中学生**　　　一律：10,000 円 ・**特例給付**　　一律： 5,000 円 （第３子：１８歳到達後最初の３月３１日までの児童から数える）	・**３歳未満** 　第１子、第２子：15,000 円 　第３子以降　　：30,000 円 ・**３歳～高校生年代** 　第１子、第２子：10,000 円 　第３子以降　　：30,000 円 （第３子：22 歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする ）
所得制限	あり　※所得上限限度額以上は、支給なし	なし
支払期月	３回（2 月・６月・１０月）	６回（偶数月）

（２）出産・子育て応援給付金　　　　事業費　２４１，７７０千円

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」に合わせて、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児等の負担軽減を図る「経済的支援」として、「出産応援給付」「子育て応援給付」を支給している。

① 出産応援給付金（妊娠届出時）　：妊婦１人あたり５万円

②子育て応援給付金（出生届出後）：新生児１人あたり５万円

※いずれも所得制限なし

（３）女性相談事業費　　　　事業費　　　８，１６５千円

女性相談員２名が、配偶者等からの暴力被害者の相談業務等を行い、その自立を支援している。

（４）母子・父子及び寡婦福祉対策　　　　事業費　１，１５５，２８３千円

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の児童が、その置かれている環境の中で心身ともに健やかに育成され、ひとり親家庭の父や母及び寡婦が健康で文化的な生活が保障されるとともに、自ら進んでその自立を図り、生活の安定と向上に努めるよう支援している。

母子父子自立支援員２名がひとり親家庭等に対し、生活相談などのさまざまな相談業務を行い、その自立を支援している。

（令和６年４月１日現在）	ひとり親家庭等
世　帯　数	３，３９９世帯
児　童　数	５，１５８名

① 児童扶養手当支給事業（母子父子家庭）　　　（事業費　１，０９６，９５２千円）

父又は母と生計を同じくしていない１８歳未満の児童を養育する母、父又は養育者に対して、児童が１８歳に到達後の３月３１日まで、児童扶養手当法に基づき支給する（所得制限あり）。令和６年１１月分から、所得限度額の引き上げ、多子加算の拡充（３人目以降の加算を２人目と同額に引き上げ）が行われる予定である。

・児童扶養手当受給世帯数２，０３２世帯（令和６年４月１日現在）

・奇数月の５月、７月、９月、１１月、１月、３月に支給

② 母子家庭等就業・自立支援センター運営事業　　　（事業費　　４，４８５千円）

母子家庭の母等が収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できるよう就労支援員２名がハローワークと連携を図りながら就労相談、就労支援を行う。また就労機会の拡大に向けた講習会の開催、多重債務や養育費確保などひとり親の生活相談や、離婚前の相談に対応する弁護士及び司法書士による無料相談の実施、養育費確保のための補助等を行っている。

③ 母子家庭等自立支援事業　　　（事業費　１９，９５２千円）

ア）自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母等が就労に有利な資格を取得するため、教育訓練講座を受講した場合に受講料等の一部を助成する自立支援教育訓練給付金を支給している。支給額は、教育訓練経費の 60%（上限 20 万円ただし専門実践教育訓練給付の場合は上限 40 万円、下限 12,001 円）、専門実践教育訓練給付については、修了後 1 年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 25%（上限年間 20 万円）を追加支給する（最大、教育訓練経費の 85%）。

また、就職に有利な資格（看護師、保育士等）取得を目指す母子家庭の母等の修業期間の生活の負担の軽減を図り、経済的自立を促進するため、半年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間（上限４年間）高等職業訓練促進給付金を支給している（給付額は課税状況、修業時期等により決定）。さらに、修了後に修了一時金として 50,000 円（課税世帯は 25,000 円）を支給している。

イ）高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校中退を含む中卒のひとり親家庭の親・子の就労を促進するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の受講料の一部を支給する。

ウ）母子家庭等日常生活支援事業

一時的な生活援助、子育て支援を必要とするひとり親家庭に支援員を派遣する。

（委託先：社会福祉法人　滋賀県母子福祉のぞみ会）

④ 交通災害等遺児年金支給事業

交通災害等によりひとり親となった家庭の自立促進を図るため、子ども一人あたり 36,000 円/年の遺児年金を支給する。

⑤ 母子父子寡婦福祉資金事業特別会計繰出金

母子父子寡婦福祉資金事業特別会計の事務費及び予備費に対する繰出金。

（５）母子父子寡婦福祉資金貸付事業　　　特別会計事業費　１２３，０００ 千円

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦の経済的自立を図るため、貸付業務（修学資金、就学支度資金等１２資金）を行う。

令和６年度より専修学校の修学資金など４資金は、物価水準の変動に伴い、貸付上限額が改定された。

（６）母子家庭生活支援事業　　　事業費　１３２，１９８ 千円

児童福祉法に基づき、母子家庭の母と子の福祉が欠けると認められるときは、母子生活支援施設へ入所させ福祉の増進を図る。

① 母子生活支援施設管理運営事業

母と子の家しらゆり　定数１５世帯（令和６年４月１日現在 １０世帯）

(指定管理：社会福祉法人　湘南学園)

② 母子生活支援施設広域入所事業

夫等からの避難のため、本市の母子生活支援施設に入所することが困難な母子について、他の母子生活支援施設に受入れを依頼し、母子福祉を図る。〈令和６年４月１日現在　９世帯　広域入所〉

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

（１）未収金の回収について

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童扶養手当過払い金の未収金が、母子家庭等の生活状況が厳しいこともあり、その回収が課題となっている。

【未収金の状況】

	令和５年３月３１日現在		令和６年３月３１日現在	
・母子父子寡婦福祉資金	１５６件	36,998,522 円	１６５件	38,116,718 円
・児童扶養手当	２６件	19,710,480 円	２３件	15,421,770 円

６　その他、特に報告すべき事項

特になし

【子ども・子育て安心課】

1　課の事務概要

（１）家庭児童の相談に関すること。

（２）児童虐待の防止等に関する法律に関すること。

（３）要保護児童対策地域協議会に関すること。

（４）子どもの居場所づくり事業(児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童等を対象とするものに限る。)に関すること。

（５）児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び費用の徴収に関すること。

（６）子育て短期支援事業に関すること。

（７）里親制度に関すること。

（８）課の一般庶務に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

（１）家庭児童相談業務

社会環境が変化する中、子どもや家庭に関する問題は多様化、複雑化している。

家庭児童相談業務では、電話や面談、家庭訪問等により、子どもや家庭に寄り添った相談・支援を行うとともに、児童虐待をはじめ要保護児童の通告窓口として、関係機関とも連携しながら児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めていく。

（２）児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取組むべき重要な問題である。

児童虐待が発生する背景や要因は、複合的に絡まっており複雑化している。そのため、児童虐待の対応においては、福祉、保健、教育の行政機関や医療、警察、弁護士、児童養護施設、民生委員児童委員など、子どもや家庭に関わる機関で構成する「大津市要保護児童対策地域協議会」（児童福祉法第 25 条の 2）を中心として、各機関が連携し、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応に努めていく。

また、児童虐待の未然防止の取り組みとして、子どもや保護者、関係機関等を対象とした虐待未然防止のための研修を計画的に実施していく。

[令和５年度児童虐待防止啓発ポスター：こども家庭庁]

○児童虐待相談件数　９７９件（令和５年度）

(種別内訳)　身体的虐待３１１件　　心理的虐待３０５件　　ネグレクト３５６件　　性的虐待７件

（３）子どもの居場所づくり事業　　　事業費　１２，４０８千円

様々な要因により、支援を必要とする子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、その場所において、学習支援や生活支援等を行うことにより、子どもの健全な発達に寄与することを目的として実施する。

（委託先：特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター（長等学区）
特定非営利活動法人あめんど（瀬田南学区）
特定非営利活動法人寺子屋共育轍（瀬田北学区）　　　　　　　　　　　　）

（４）ヤングケアラーに関する啓発及び機関連携　　　事業費　２１０千円

　社会的課題となっているヤングケアラーについては、その解決のために、子どもと家庭に関わる多様な機関が子どもの置かれている状況に気づくとともに、連携して寄り添った支援を行うことが重要となる。引き続き、関係機関と共に、ヤングケアラーに関する知識や支援の連携を深めるために、研修会を開催する。あわせて、ヤングケアラーに関するリーフレットを作成し、周知啓発にも力を入れていく。

[令和５年度ヤングケアラーポスター：こども家庭庁]

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

児童虐待相談件数については、未だ１，０００件程度あることから、更なる虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めていく。

６　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【児童クラブ課】

1　課の事務概要

児童クラブ課

（１）放課後児童健全育成事業の企画及び調整に関すること。

（２）児童クラブへの通所の登録及び費用の徴収に関すること。

（３）支援員等の研修及び保育指導に関すること。

（４）児童クラブへの通所児童の保健衛生指導に関すること。

（５）児童クラブの管理運営に関すること。

（６）児童クラブの施設の管理に関すること。

（７）民間児童クラブに対する運営助成等に関すること。

（８）課の一般庶務に関すること。

児童クラブ（３７カ所）

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

児童クラブは、子育てと仕事の両立を支援し、放課後等の継続した生活づくりを通して小学校等に就学している児童の健全な心身の発達を図ることを目的とする。

○４月１日時点の年度別入所児童数（春休みのみの利用含む）

・令和　元年度　…………………　３，２９１名（別途、民間５０４名）

・令和　２年度　…………………　３，３６８名（別途、民間６８１名）

・令和　３年度　…………………　３，０４７名（別途、民間８４６名）

・令和　４年度　…………………　３，１７８名（別途、民間９５８名）

・令和　５年度　…………………　３，４１８名（別途、民間１，０７０名）

・令和　６年度　…………………　３，６８９名（別途、民間１，１７２名）

（１）放課後児童健全育成事業　　　　事業費　１７９，２０４千円

放課後における児童の健全な育成を図るとともに保護者の就労と子育てを支援するものであり、児童が時間を有意義に過ごす場に相応しい環境を確保できるよう円滑に事業を運営する。

（2）民間児童クラブ運営助成事業　　　事業費　４０８，１９８千円

民間児童クラブの運営や整備に関する補助金を交付する事業。近年、公立児童クラブの狭隘化解消を目的として民間児童クラブの参入を進めており、令和６年度は新たに４施設が開所したことで合計３７カ所（うち１カ所は休所中）の運営に対する補助を行う。

（3）会計年度任用職員雇用経費　　　事業費　１，０４３，８３７千円

条例等に定める配置基準に基づき、児童クラブの運営に必要な放課後児童支援員及び補助員を雇用する。４種支援員（代表支援員等）については、パートタイム勤務からフルタイム勤務としている。また、令和４年２月からの国の経済対策を受けた処遇改善を継続して実施する。

（4）児童クラブ施設整備事業　　　事業費　　７，８００千円

条例等に定める児童一人あたりの面積確保や児童の生活の場に相応しい施設環境を維持するため、児童クラブの整備や改修等を行う。

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

（１）放課後児童支援員の確保

放課後児童健全育成事業を利用している児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活が送れるよう、運営に必要な放課後児童支援員を確保する必要がある。

（２）施設面積の確保、老朽化への対応

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた施設面積を確保し、老朽化への対応が必要である。また、夏休み期間においては、利用する児童が特に増加する傾向にあることから、一時的な増加への対応が必要である。

（３）民間児童クラブの参入及び利用促進

公立児童クラブの狭隘化解消を目的として、民間児童クラブの参入及び利用促進を図る必要がある。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし